令和7年11月

年末年始における年次有給休暇の取得促進に努めましょう



年次有給休暇 を 上手に活用し 働き方・休み方を 見直しましょう

- ●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- ●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を 活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入 をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、雇用環境・均等室にお問い合わせください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)

https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

- (※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協 定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
- (※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

お問い合わせ先:雇用環境・均等室 〔電話番号〕017 - 734 - 4211

関係資料:別添1 (年次有給休暇取得促進リーフレット)

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。



詳細は、「あかるい職場応援団」を参照ください。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



お問い合わせ先:雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

関係資料:別添2(事業主の皆さまへ 12月はハラスメント撲滅月間です)

「女性の活躍・両立支援総合サイト」について

「女性の活躍・両立支援総合サイト」(https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/) は厚生労働省が運営するウェブサイトです。

「女性の活躍推進企業データベース」「両立支援のひろば」に掲載されている企業の情報を一元的に検索することができます。

・コンテンツの紹介

「女性の活躍推進企業データベース」

- ●女性の活躍推進企業データベースを使った企業研究の解説動画
- ●企業ランキング
- ●女性活躍推進に取り組む企業の事例集
- ●企業公表データのダウンロード

「両立支援のひろば」

- ●両立診断サイト…自社の取組状況を診断してみましょう
- ●Q&A集…疑問に思ったときはこちらをご覧ください
- ●両立支援に取り組む企業の事例…企業の好事例を紹介しています



お問い合わせ先:雇用環境・均等室 〔電話番号〕017 - 734 - 4211